二　当該申請をしようとする者は、商工組合中央金庫に対し、説明会の開催日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（以下「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ　当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ　説明会の開催年月日時及び場所

ハ　商工組合中央金庫は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三　前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2　法第六十条の三十五第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　説明会の開催年月日時及び場所

二　商工組合中央金庫の説明会への出席の有無

三　商工組合中央金庫の意見書の提出の有無

四　提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五　提出を受けた意見書に法第六十条の三十五第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、商工組合中央金庫から提出を受けた意見書を添付するものとする。

4　第一項第二号の規定による業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は当該意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

（指定申請書の提出）

第八十九条の三十三　法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。　（新設）

（指定申請書の添付書類）

第八十九条の三十四　法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。　（新設）

一　法第六十条の三十五第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第八十九条の四十第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第六十条の三十五第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第八十九条の三十二第一項第二号の規定により商工組合中央金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等